

第2期座間市 子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～6年度

概要版



令和2年3月
座間市

計画の背景

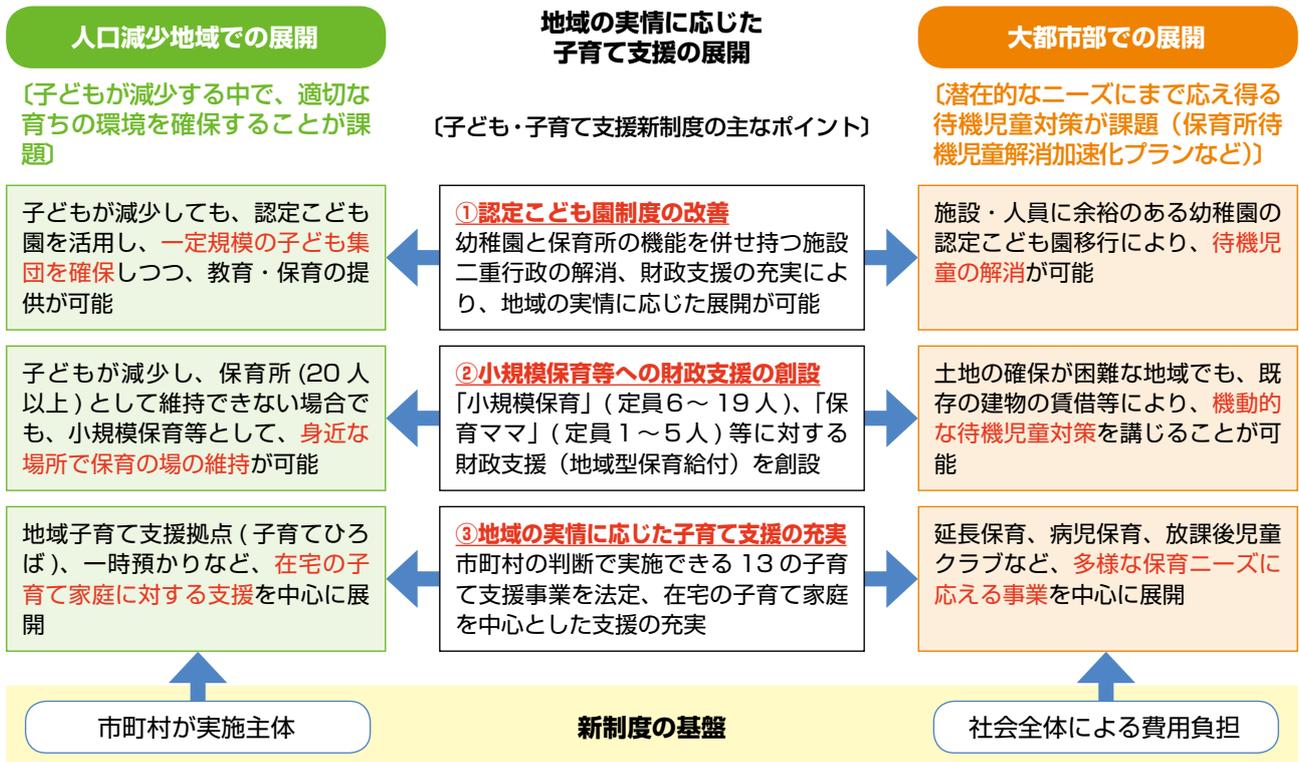
本市では、平成 15 年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、「座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画」（前期：平成 17 年度～平成 21 年度、後期：平成 22 年度～平成 26 年度）を策定し、子育て支援に関する施策に総合的に取り組んできました。

また、平成 24 年の子ども・子育て関連 3 法の成立を受けて、子ども・子育て支援新制度が導入されたことに伴い、本市は次世代育成支援行動計画の主要事業を継承しつつ、平成 27 年 3 月に第 1 期の「座間市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めてきました。

この間、国では、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M 字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

このたび、「座間市子ども・子育て支援事業計画」の改定時期を迎え、更なる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化とともに、前述のような国の方向性を施策に反映するため、第 2 期の「座間市子ども・子育て支援事業計画」（計画年間：令和 2 年度～令和 6 年度）を策定します。

子ども・子育て支援新制度の概要



出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度の概要」

子育て安心プラン

待機児童を解消するために必要な受け皿約 22 万人分の予算を平成 30 年度から平成 31 年度までの 2 年間で確保した上で、平成 32 年度末までに待機児童を解消するとともに、平成 34 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性の就業率 80%に対応できる約 32 万人分の受け皿を整備する国のプランです。

ニッポン一億総活躍プラン

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプランです。（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

計画の位置付け

本計画は、次の①～③の各法律に基づく市町村計画と④の市の総合計画の個別計画としての位置付けを持っています。

①子ども・子育て支援法に基づく計画

- ・・・子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定するものです。



②次世代育成支援対策推進法に基づく計画

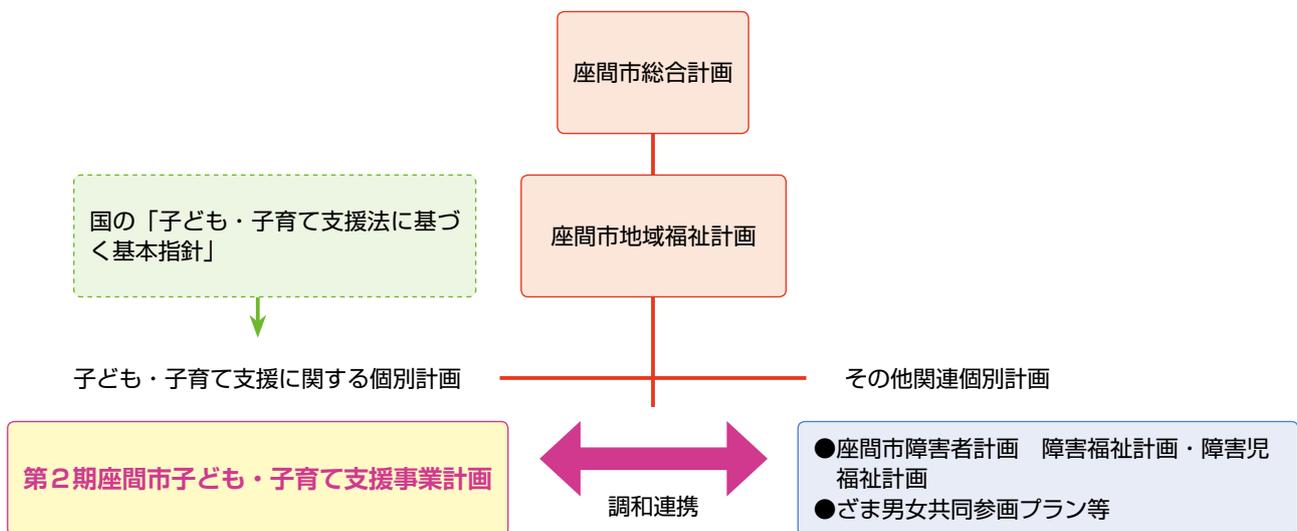
- ・・・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として策定するものです。また、国の新・放課後子ども総合プランに基づく取組として、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、庁内連携のもとで一体型又は連携型による児童ホームと放課後子供教室を計画的に整備します。

③子どもの貧困対策推進法に基づく計画

- ・・・子どもの貧困対策推進法の一部改正に伴い、市町村における子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務化されたことを踏まえて、同法第9条第2項に基づく「市町村計画」として策定するものです。

④市の総合計画の子ども・子育て支援に関する個別計画

- ・・・座間市総合計画の子ども・子育て支援に関する個別計画として位置付けられ、総合計画や地域福祉計画、その他関連個別計画との連携・調和に配慮して策定するものです。



計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とします。

基本理念

これまで本市では、座間市次世代育成支援行動計画の基本理念を継承するとともに、子ども・子育て支援法に基づき、『すべての子どもと親が安心して子育て・子育てできる市民協働のまち 座間』を基本理念として子育て支援に関する施策に総合的に取り組んできました。

また、本市の第四次座間市総合計画（2011-2020）では、保育対策や子育て支援に関わる政策として『支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち』を掲げており、座間市地域福祉計画（第三期）では、基本理念を『誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して』とし、ともに助け合い、支え合いながら地域福祉を推進していくこととしています。

第2期となる本計画においては、国の定めた子ども・子育て支援法の基本理念※や市の上位・関連計画の理念等との調和を図りながら、今後も本市に暮らす子どもたちの健やかな成長と、笑顔で安心して子育てできる環境を目指し、社会全体で子ども・子育てに関する包括的な支援を図るため、基本理念を次のように設定します。

基本理念

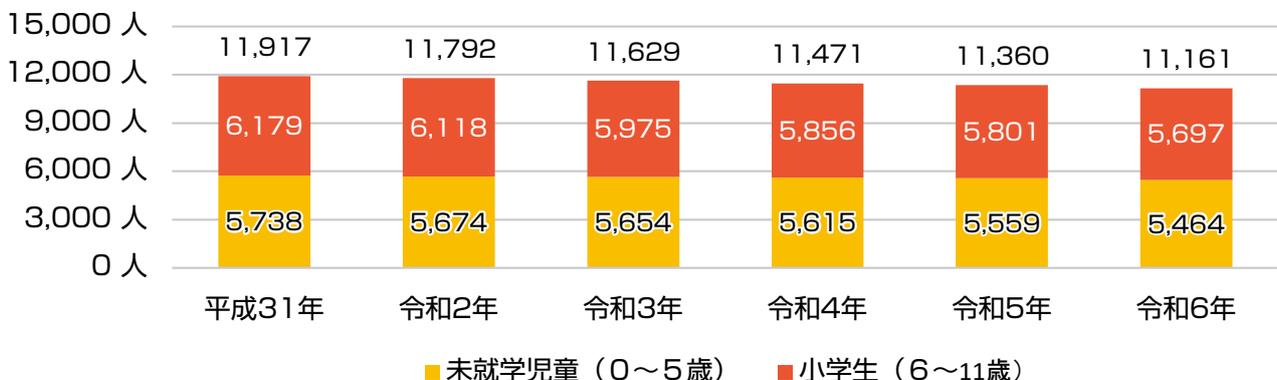
すべての人で支え合い、笑顔で子育て・子育てできるまちを目指して

※子ども・子育て支援法の基本理念（抜粋）

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

計画期間の推計児童人口

計画期間における0～11歳の子ども的人口は、過去5年の住民基本台帳人口に基づき、コーホート要因法※により推計を行いました。



※コーホート要因法

各コーホートの「自然増減（出生及び死亡）」及び「純移動転出入」という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。なお、0歳人口は、過去5年の15～49歳女性の出生率に基づき推計します。

施策の体系

基本理念の実現に向けて、六つの基本目標を設定し、各目標に沿った施策を次のとおり展開します。

基本目標

施策（下線部は、第2期計画からの新規施策）

目標1 安心して子育てするための支援の充実

●幼児教育・保育の充実（待機児童の解消）→【数値目標は8P～】

待機児童の解消に向けたサービス提供基盤の確保を図ります。また、ニーズに対応した多様な保育サービスの充実に努めるほか、国の幼児教育・保育の無償化（令和元年10月）に伴う必要な給付の円滑な実施に努めます。

●地域子ども・子育て支援事業の充実 →【数値目標は9P～】

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に合わせて実施する事業です。本市では11事業を実施します。

●子育て支援に関する相談・情報提供の充実と支援のネットワークづくり

子育てに関する情報提供と相談支援の充実を図ります。また、子育て支援に関わる活動をしているグループに、活動場所の提供や広報活動等の支援を図ります。さらに、多世代交流や保護者のネットワークづくりを支援するとともに、保育に関わるボランティアの育成に努めます。

●外国につながる幼児への支援・配慮

外国人等の在住状況や出身地等を踏まえつつ、安心して出産や子育てができるよう支援を行います。

●仕事と子育ての両立支援

働きながら子育てをしている人が、職場において働きやすい環境となるよう、両立支援制度の普及、啓発を図ります。また、男女が共に協力して仕事と子育てを分担しながら多様な生き方や働き方を選択できるよう、意識改革を働き掛けます。

目標2 安心して子どもを産み、親子が健やかに育つための支援の充実

●妊娠・出産への支援

妊娠・出産に関する正しい知識や、乳幼児の成長、健康管理等について学ぶ機会の充実を図ります。また、父子健康手帳の配付も継続的に行います。さらに、健康診査や産後ケア事業を通じて、妊産婦の健康管理やうつ予防を支援します。

●子どもや母親の健康の確保

乳幼児健康診査や育児教室、育児相談等について、成長の確認や疾病の早期発見とともに、育児に関する知識の普及や育児不安の軽減を支援するような事業展開を図ります。また、電話相談や訪問指導等、個々の家庭に配慮した育児支援も継続的に行います。

●心と体を育む食育の推進

ぞま食育推進プランに基づき、乳幼児期は「食べる力」を育む、学童期は食生活の基礎・基本を身に付けるといったライフステージに応じたテーマをもって、保育園や学校、地域と連携した食育を推進します。

●情報提供・相談支援を含めた包括的な支援の充実

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目的として、「ネウボラぞまりん」（子育て世代包括支援センター）を通じて情報提供・相談支援を含めた包括的な支援の充実に努めます。また、発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児に対する包括的な支援を図ります。

基本目標

施策（下線部は、第2期計画からの新規施策）

目標3 子どもが心豊かに学び育つ教育環境づくりの推進

●家庭や地域の教育力の向上

子どもたちが、生活する地域とのつながりを大切にする心を育み、地域の担い手として成長していけるよう、家庭や地域の学校、公民館、コミュニティセンター、図書館等で、親や地域の人々とともに学び育つ環境を整備し、教育力の向上に努めます。

また、健康増進を目標にする親子スポーツ、泳力向上の市民プールや団体での自主性・協調性を高めるためのスポーツ等を展開していきます。

●子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

「第2期座間市教育大綱」（平成31年4月）に基づき、学校、家庭、地域、行政等、社会全体が連携して、豊かな心、確かな学力、健やかな体を育み、座間の子どもたち（ごまっ子）一人ひとりが個性を生かし自己実現を達成できるような「人づくり」に努めます。

また、これからの情報化・グローバル化社会に対応し、学校における情報教育、外国語教育、国際理解教育を充実し、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を高めます。

●新・放課後子ども総合プラン等に基づく取組の推進

核家族化の進行や働く女性の増加等子どもたちを取り巻く環境の変化により、小学生の子どもを持つ働く保護者から、放課後の子どもの居場所づくりが求められているため、放課後児童健全育成事業（児童ホーム）を推進していきます。

また、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国による「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、庁内連携のもとで一体型又は、連携型の児童ホームと放課後子ども教室を計画的に整備します。

さらに、児童館を含めて、放課後や休日の子どもの居場所づくりに努めます。

目標4 子ども・子育てに安全で 安心な地域づくりの推進

●安心して外出できる環境、安全・安心な生活環境の整備

子どもたちが安全・安心に利用できる公園等の整備や設備の維持管理に努めます。

●子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育の必要性を重視し、小学校においては交通ルールやマナーを体験的に身に付けさせるために、交通安全教室や自転車の安全な乗り方、乗り物の安全な利用、身近な交通安全施設や交通規制について指導するとともに、通学路に学童交通安全指導員を配置し、子どもの交通安全指導等に努めます。

●子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもたちが安心して外出できるように、防犯灯等の整備の推進、防犯に関する普及啓発活動の実施等により、子どもたちが犯罪被害に遭わずに安心して外出できる地域社会の形成を推進します。

基本目標

施策（下線部は、第2期計画からの新規施策）

目標5 要配慮・要保護の児童や 家庭への支援の充実

●児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止のために、座間市要保護児童対策協議会において母子保健・保育園・幼稚園・学校・医療機関・警察等、子どもを取り巻く全ての関係者及び関係機関が連携し、早期発見、早期対応を図ります。

●ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立を支援するため、子育てや生活の支援、就労の支援、経済的な支援等を行います。

●障がい児施策の充実

「座間市障害者計画 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」（平成30年3月）に基づき、障がい児支援の提供体制の整備を図るとともに、各種相談事業の充実に努めるほか、医療的ケア児の支援のための総合的な支援体制の構築を検討します。

目標6 子どもの未来を応援する 支援の充実

●教育の支援

就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子育て世帯の教育の支援の充実に努めます。

●生活の支援

貧困の状況にある子育て世帯に対して、住居の確保や生活援助、相談支援、情報提供、その他の生活に関する支援の充実に努めます。

●保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子育て世帯に対して、給付金の支給や必要な情報提供、相談支援等、就労支援の充実に努めます。

●経済的支援

各種の助成や手当等の支給、費用の減免、その他貧困の状況にある子育て世帯に対する経済的支援の充実に努めます。



幼児教育・保育の量の見込み及び確保方策

幼児教育・保育（幼稚園、保育園、認定こども園等）について、保護者へのニーズ調査結果や利用実績等に基づき、次のとおり量の見込み（利用定員総数）とその確保方策を設定します。

1号認定（子どもが3歳以上で、認定こども園及び幼稚園を希望）

- 1号認定については、既存の幼稚園の定員の中で、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

区分		実績※	計画
		平成30年度	令和6年度
①量の見込み（利用定員総数 / 人）		1,912人	1,418人
②確保量	幼稚園	663人	663人
	確認を受けない幼稚園※	1,587人	1,155人

※平成30年度実績には、次の2号認定（幼稚園を希望）を含む
 ※「確認を受けない幼稚園」＝私学助成により運営する幼稚園

2号認定（子どもが3歳以上の共働き家庭等で、幼稚園を希望）

- 2号認定（幼稚園を希望）については、既存の幼稚園の定員の中で、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

区分		実績	計画
		平成30年度	令和6年度
①量の見込み（利用定員総数 / 人）			336人
②確保量	保育園		432人

2号認定（子どもが3歳以上の共働き家庭等で、保育園等を希望）

- 2号認定（保育園を希望）については、既存の保育園や認可外保育施設（企業主導型保育施設）の定員の中で、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

区分		実績	計画
		平成30年度	令和6年度
①量の見込み（利用定員総数 / 人）		949人	1,028人
②確保量	保育園	1,078人	1,206人
	認可外保育施設 （企業主導型保育施設）	9人	9人

3号認定（子どもが0歳の共働き家庭等で、保育園等を希望）

- 3号認定（0歳）については、既存の保育園及び認可外保育施設（企業主導型保育施設）の定員増により、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

区分		実績	計画
		平成30年度	令和6年度
①量の見込み（利用定員総数 / 人）		129人	152人
②確保量	保育園	142人	153人
	小規模保育事業	5人	5人
	家庭的保育事業	2人	2人
	認可外保育施設 （企業主導型保育施設）	21人	27人

3号認定（子どもが1・2歳の共働き家庭等で、保育園等を希望）

- 3号認定（1・2歳）については、既存の保育園及び認可外保育施設（企業主導型保育施設）の定員増とともに、2歳児を定期的に幼稚園で預かる「一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）」の導入を促し、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

区分		実績	計画
		平成30年度	令和6年度
①量の見込み（利用定員総数/人）		675人	835人
②確保量	保育園	452人	563人
	小規模保育事業	14人	14人
	家庭的保育事業	8人	8人
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	-	235人
	認可外保育施設（企業主導型保育施設）	56人	125人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

11の地域子ども・子育て支援事業について、保護者へのニーズ調査結果や利用実績等に基づき、次のとおり量の見込み（必要事業量）とその確保方策を設定します。

1 利用者支援事業（ネウボラざまりん等での相談・情報提供等）

- 既存の3か所に加えて、令和2年度から子育て支援センターに2か所新たに追加し、計5か所で事業を実施します。関係機関と相互に連携を図りながら、相談、情報提供の充実に努めます。

区分		実績	計画
		平成31年度	令和6年度
①量の見込み（実施か所数/か所）		3か所	5か所
②確保量	基本型	1か所	3か所
	特定型（保育コンシェルジュ）	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所

2 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

- 令和元年度に第2子育て支援センターを小田急相模原駅前に移転し、現在、市内3か所での実施体制となっています。今後は、更なる利用増に対応するため、各支援センターが相互に連携を図りながら、相談、情報提供の充実に努めます。

区分		実績	計画
		平成30年度	令和6年度
①量の見込み（年間延利用/人）		34,069人	45,128人
②確保量	実施か所数	3か所	3か所
	年間延利用	34,069人	45,128人

3 妊婦健康診査事業

- 県の産科婦人科医会が委託している医療機関等に委託して、国の示す「標準的な審査項目」に従う検査を実施し、妊婦と胎児の健康管理に努めます。

区分		実績	計画
		平成30年度	令和6年度
①量の見込み	年間実利用/人	838人	878人
	年間延利用/人	10,569人	10,536人
②確保量	年間実利用	838人	878人
	年間延利用	10,569人	10,536人

4 乳児家庭全戸訪問事業

- 乳児のいる全家庭訪問を目指すほか、育児に不安を持つ産婦が増えてきていることから、関係機関との連携強化により、早期訪問等の状況の早期把握に努めます。

区分		実績		計画	
		平成 30 年度		令和 6 年度	
①量の見込み (年間訪問乳児数/人)	訪問率	100.3%		100.0%	
	年間訪問乳児数	873 人		878 人	

5 養育支援訪問事業 (支援が特に必要な家庭への訪問)

- 乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や各種の母子保健事業を通じて、かつ、関係機関との連携強化により、養育支援を必要とする家庭的確な把握に努めるとともに、継続的な支援を図ります。

区分		実績		計画	
		平成 30 年度		令和 6 年度	
①量の見込み	年間実利用/人	8 人		2 人	
	年間延利用/回	99 回		27 回	
②確保量	年間延利用	105 回		120 回	

6 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート事業)

- ファミリー・サポート事業についての周知に努めるとともに、協力会員を増やすための積極的な広報や、協力会員になるための講習会を実施し、協力会員確保のための機会を増やします。

区分		実績		計画	
		平成 30 年度		令和 6 年度	
①量の見込み	年間延利用/人	2,653 人		2,933 人	
	協力会員数/人	131 人		155 人	
②確保量	実施か所数	1 か所		1 か所	
	年間延利用	2,653 人		2,933 人	

7 一時預かり事業

【幼稚園型 (幼稚園における在園児を対象とする一時預かり)】

- 市内の幼稚園で一時預かり事業を実施します。この事業は、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の対象となっており、無償化による一時預かりの利用の伸びを注視しながら、必要な供給体制を検討します。

区分		実績		計画		
		平成 30 年度		令和 6 年度		
①量の見込み (年間延利用/人)	年間延利用 (年間延利用/人)		30,971 人		79,481 人	
	1号認定による不定期利用		30,971 人		11,216 人	
	2号認定による定期利用				68,265 人	
②確保量	一時預かり事業 (幼稚園型 I)		19,047 人		48,880 人	
	上記以外 (私学助成による預かり保育等)		11,924 人		30,601 人	

【幼稚園型以外】

- 市内の保育園で一時預かり事業を実施します。この事業は、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の対象となっており、無償化による一時預かりの利用の伸びを注視しながら、必要な供給体制を検討します。

区分		実績		計画		
		平成 30 年度		令和 6 年度		
①量の見込み (年間延利用/人)	年間延利用 (年間延利用/人)		3,687 人		3,769 人	
	一時預かり事業 (幼稚園型以外)		3,372 人		3,482 人	
	ファミリー・サポート事業 (就学前児童)		315 人		287 人	
②確保量	一時預かり事業 (幼稚園型以外)		3,372 人		3,482 人	
	ファミリー・サポート事業 (就学前児童)		315 人		287 人	

8 延長保育事業

- 市内の認可保育園全園で本事業を実施します。

区分		実績	計画
		平成 30 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間延利用/人)		28,184 人	28,904 人
②確保量	実施園数	23 園	25 園
	年間延利用	28,184 人	28,904 人

9 病児・病後児保育事業

- 仕事と子育ての両立を支援するため、既存の病後児保育事業に加えて、令和 2 年度以降は病児対応の事業を実施します。

区分		実績	計画
		平成 30 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間延利用/人)		137 人	882 人
②確保量	病児・病後児保育事業	1 か所	2 か所
		137 人	882 人

10 放課後児童健全育成事業 (児童ホーム)

- 共働き家庭の増加に伴い、需要が拡大しており、今後も必要な学区への整備等により、需要に対する供給体制の確保を図ります。

区分		実績	計画
		平成 30 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間延利用/人)		812 人	1,001 人
	1 年生	293 人	368 人
	2 年生	243 人	240 人
	3 年生	172 人	193 人
	4 年生	71 人	120 人
	5 年生	24 人	58 人
	6 年生	9 人	22 人
②確保量	実施か所数	16 か所	21 か所
	年間延利用	800 人	1,005 人

11 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収の対象となる費用や対象児童の見直しが必要であるため、対象児童を適切に把握した上で事業を実施します。

区分		実績	計画
		平成 30 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間延支給児童数/人)			2,916 人
②確保量	年間支給児童数	2 人	2,916 人

第2期座間市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～6年度)【概要版】

令和2年3月

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市子ども未来部子ども政策課